



埼玉県報

第 2 4 0 0 号
平成 2 4 年 6 月 2 2 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回に係る告示\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の認定\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)

正誤

- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第7号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第8号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第9号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第10号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第11号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第1号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第2号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県本庄県土整備事務所長告示第3号中訂正\(本庄県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
N P O 法人 T S U B A S A
- 三 代表者の氏名
柴田 由美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、鳥類の適正飼養に関する教育啓蒙、鳥類の保護と野生環境保護に関する調査研究・教育活動、動物愛護と公衆衛生についての正しい理解を普及させるための活動を行い、一般市民に的確な情報を提供することによって、人間と動物が共生し得る明るい社会の醸成と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヘルパーステーションコアラ

三 代表者の氏名

羽鳥 良江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字早俣一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）・高齢者・精神障害者に対し、居宅介護事業を行い、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人チューリップ

（変更後） 特定非営利活動法人橙

三 代表者の氏名

徳田 かの子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市上手子林四百六十七番地

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、北埼玉地区の障害を持つ人々が、地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々のくらしやすいまちづくりに関する、政策提言活動などの事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、協力し合える社会の実現を図るため、障がいを持つ人々の就職活動、日中活動、創作活動における自立支援や、生活支援などの事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハローハンディキャップ・タイム

三 代表者の氏名

若林 敬子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市下清久六百八十六 三 A 二百一

五 定款に記載された目的

この法人は、久喜市とその周辺の障がい児・者が、孤立することなく地域の人、介護者、またボランティアなど、多くの人と出会い、その生活を充実させ、障がいがあっても平等で安心して住むことのできるノーマライゼーションの地域社会づくりを目的とします。

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人聴導犬普及協会

三 代表者の氏名

山 崎 恵 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市亀久保二千二百一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、聴導犬の必要性を広く社会に啓発し、積極的な広報活動を行うとともに、良質な聴導犬を育成して不安を抱える生活からの解放と社会参加の実現をもって聴覚障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県行田市富士見町一丁目九番九の一部、二丁目三十六番の一部、長野三丁目四番の一部、大字長野字天神四千六百四十二番二の一部、四千六百四十二番三の一部、大字佐間字聖天木千二百八十七番二の一部、千二百八十七番三の一部、千二百八十八番一の一部、千二百八十八番二の一部、千二百八十八番三の一部、千二百八十九番二の一部、千二百九十番二の一部、千二百九十一番二の一部、千二百九十二番二の一部、千二百九十三番二の一部、千二百九十四番二の一部、千二百九十五番二の一部、千二百九十六番二の一部、千二百九十七番二の一部、千二百九十八番二の一部、千二百九十九番二の一部、千三百番二の一部、千三百一番二の一部、千三百二番二の一部、千三百三番二の一部、千三百四番二の一部、千三百五番二の一部、千三百六番二の一部、千三百七番二の一部、千三百八番二の一部、千三百九番二の一部、千三百十番二の一部、千三百十一番二の一部、千三百十二番三の一部、千三百十二番四の一部、千三百十二番五の一部、千三百十二番六の一部、千三百十二番七の一部、千三百十二番八の一部、千三百十二番九の一部、千三百十二番十の一部、千三百十二番十一の一部、千三百十二番十二の一部、千三百十二番十三の一部、千三百十二番十四の一部、千三百十二番十五の一部、千三百十二番十六の一部、千三百十二番十七の一部、千三百十二番十八の一部、千三百十二番十九の一部、千三百十二番二十の一部、千三百十二番二十一の一部、千三百十二番二十二の一部、千三百十二番二十三の一部、千三百十二番二十四の一部、千三百十二番二十五の一部、千三百十二番二十六の一部、千三百十二番二十七の一部、千三百十二番二十八の一部、千三百十二番二十九の一部、千三百十二番三十の一部、千三百十二番三十一の一部、千三百十二番三十二の一部、千三百十二番三十三の一部、千三百十二番三十四の一部、千三百十二番三十五の一部、千三百十二番三十六の一部、千三百十二番三十七の一部、千三百十二番三十八の一部、千三百十二番三十九の一部、千三百十二番四十の一部、千三百十二番四十一の一部、千三百十二番四十二の一部、千三百十二番四十三の一部、千三百十二番四十四の一部、千三百十二番四十五の一部、千三百十二番四十六の一部、千三百十二番四十七の一部、千三百十二番四十八の一部、千三百十二番四十九の一部、千三百十二番五十の一部、千三百十二番五十一の一部、千三百十二番五十二の一部、千三百十二番五十三の一部、千三百十二番五十四の一部、千三百十二番五十五の一部、千三百十二番五十六の一部、千三百十二番五十七の一部、千三百十二番五十八の一部、千三百十二番五十九の一部、千三百十二番六十の一部、千三百十二番六十一の一部、千三百十二番六十二の一部、千三百十二番六十三の一部、千三百十二番六十四の一部、千三百十二番六十五の一部、千三百十二番六十六の一部、千三百十二番六十七の一部、千三百十二番六十八の一部、千三百十二番六十九の一部、千三百十二番七十の一部、千三百十二番七十一の一部、千三百十二番七十二の一部、千三百十二番七十三の一部、千三百十二番七十四の一部、千三百十二番七十五の一部、千三百十二番七十六の一部、千三百十二番七十七の一部、千三百十二番七十八の一部、千三百十二番七十九の一部、千三百十二番八十の一部、千三百十二番八十一の一部、千三百十二番八十二の一部、千三百十二番八十三の一部、千三百十二番八十四の一部、千三百十二番八十五の一部、千三百十二番八十六の一部、千三百十二番八十七の一部、千三百十二番八十八の一部、千三百十二番八十九の一部、千三百十二番九十の一部、千三百十二番九十一の一部、千三百十二番九十二の一部、千三百十二番九十三の一部、千三百十二番九十四の一部、千三百十二番九十五の一部、千三百十二番九十六の一部、千三百十二番九十七の一部、千三百十二番九十八の一部、千三百十二番九十九の一部、千三百十二番百の一部、千三百十二番百一の一部、千三百十二番百二の一部、千三百十二番百三の一部、千三百十二番百四の一部、千三百十二番百五の一部、千三百十二番百六の一部、千三百十二番百七の一部、千三百十二番百八の一部、千三百十二番百九の一部、千三百十二番百十の一部、千三百十二番百十一の一部、千三百十二番百十二の一部、千三百十二番百十三の一部、千三百十二番百十四の一部、千三百十二番百十五の一部、千三百十二番百十六の一部、千三百十二番百十七の一部、千三百十二番百十八の一部、千三百十二番百十九の一部、千三百十二番百二十の一部、千三百十二番百二十一の一部、千三百十二番百二十二の一部、千三百十二番百二十三の一部、千三百十二番百二十四の一部、千三百十二番百二十五の一部、千三百十二番百二十六の一部、千三百十二番百二十七の一部、千三百十二番百二十八の一部、千三百十二番百二十九の一部、千三百十二番百三十の一部、千三百十二番百三十一の一部、千三百十二番百三十二の一部、千三百十二番百三十三の一部、千三百十二番百三十四の一部、千三百十二番百三十五の一部、千三百十二番百三十六の一部、千三百十二番百三十七の一部、千三百十二番百三十八の一部、千三百十二番百三十九の一部、千三百十二番百四十の一部、千三百十二番百四十一の一部、千三百十二番百四十二の一部、千三百十二番百四十三の一部、千三百十二番百四十四の一部、千三百十二番百四十五の一部、千三百十二番百四十六の一部、千三百十二番百四十七の一部、千三百十二番百四十八の一部、千三百十二番百四十九の一部、千三百十二番百五十の一部、千三百十二番百五十一の一部、千三百十二番百五十二の一部、千三百十二番百五十三の一部、千三百十二番百五十四の一部、千三百十二番百五十五の一部、千三百十二番百五十六の一部、千三百十二番百五十七の一部、千三百十二番百五十八の一部、千三百十二番百五十九の一部、千三百十二番百六十の一部、千三百十二番百六十一の一部、千三百十二番百六十二の一部、千三百十二番百六十三の一部、千三百十二番百六十四の一部、千三百十二番百六十五の一部、千三百十二番百六十六の一部、千三百十二番百六十七の一部、千三百十二番百六十八の一部、千三百十二番百六十九の一部、千三百十二番百七十の一部、千三百十二番百七十一の一部、千三百十二番百七十二の一部、千三百十二番百七十三の一部、千三百十二番百七十四の一部、千三百十二番百七十五の一部、千三百十二番百七十六の一部、千三百十二番百七十七の一部、千三百十二番百七十八の一部、千三百十二番百七十九の一部、千三百十二番百八十の一部、千三百十二番百八十一の一部、千三百十二番百八十二の一部、千三百十二番百八十三の一部、千三百十二番百八十四の一部、千三百十二番百八十五の一部、千三百十二番百八十六の一部、千三百十二番百八十七の一部、千三百十二番百八十八の一部、千三百十二番百八十九の一部、千三百十二番百九十の一部、千三百十二番百九十一の一部、千三百十二番百九十二の一部、千三百十二番百九十三の一部、千三百十二番百九十四の一部、千三百十二番百九十五の一部、千三百十二番百九十六の一部、千三百十二番百九十七の一部、千三百十二番百九十八の一部、千三百十二番百九十九の一部、千三百十二番百の

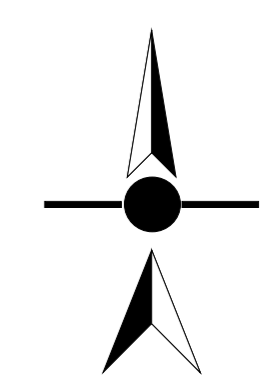
部、三百十八番二の一部、三百十九番二の一部、三百十九番三の一部、三百三十一番二の一部、三百三十二番二の一部、三百三十三番の一部、三百三十四番の一部、三百三十五番の一部、三百三十六番二の一部、三百五十四番二の一部、三百五十五番の一部、三百五十八番一の一部、三百五十九番三の一部、三百七十七番二の一部、三百七十八番の一部、三百七十九番の一部、三百八十番二の一部、三百九十七番二の一部、三百九十八番の一部、四百十四番の一部、四百十五番二の一部、四百三十三番の一部、四百三十四番の一部、四百五十七番の一部、四百五十八番二の一部、字中通四百七十五番二の一部、四百七十六番の一部、四百九十二番の一部、四百九十三番二の一部、五百九番二の一部、五百十番の一部、五百三十九番の一部、五百四十番の一部、五百五十九番二の一部、五百六十番の一部、五百九十一番の一部、五百九十二番二の一部、六百九番二の一部、六百十番の一部、六百四十七番の一部、六百四十八番二の一部、六百六十四番二の一部、六百六十七番の一部、六百九十六番の一部、六百九十七番二の一部、七百十二番二の一部、七百十三番の一部、七百三十番の一部、七百三十一番二の一部、七百四十七番二の一部、七百四十八番の一部、七百四十九番二の一部、七百五十番二の一部、七百五十六番五の一部、字代官田通七百七十四番二の一部、七百七十五番一の一部、七百七十五番三の一部、七百七十六番二の一部、八百五番二の一部、八百六番二の一部、八百七番の一部、八百八番二の一部、八百三十番二の一部、八百三十一番の一部、八百三十二番の一部、八百六十四番二の一部、八百八十六番三の一部、九百二十八番二の一部、九百二十九番二の一部、九百五十八番の一部、九百五十九番一の一部、九百五十九番三の一部、九百八十八番三の一部、九百八十九番一の一部、千二十七番の一部、千二十八番の一部、千二十九番二の一部、千八百十二番の一部、千八百十三番二の一部、大字樋上字鴻池二百三十六番二の一部、二百三十七番二の一部、二百四十四番二の一部、二百四十五番二の一部、二百五十四番二の一部、二百五十五番四の一部、二百七十五番四の一部、二百七十五番五の一部、二百七十五番六の一部、二百八十二番二の一部、二百八十三番三の一部、二百九十番二の一部、二百九十一番二の一部、二百九十九番二の一部、三百番二の一部、三百一番二の一部、三百十一番二の一部、三百十二番二の一部、三百十九番二の一部、三百十九番三の一部、鴻巣市袋字東谷千七百五十番の一部、千七百五十一番二の一部、千七百五十六番三の一部、千七百五十七番一の一部、千七百七十九番一の一部、字中千七百八十番三の一部、千七百八十一番三の一部、千八百五番三の一部、千八百六番の一部及び千八百七番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

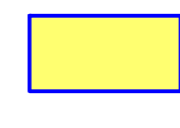
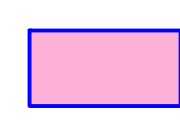
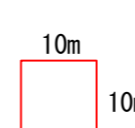

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

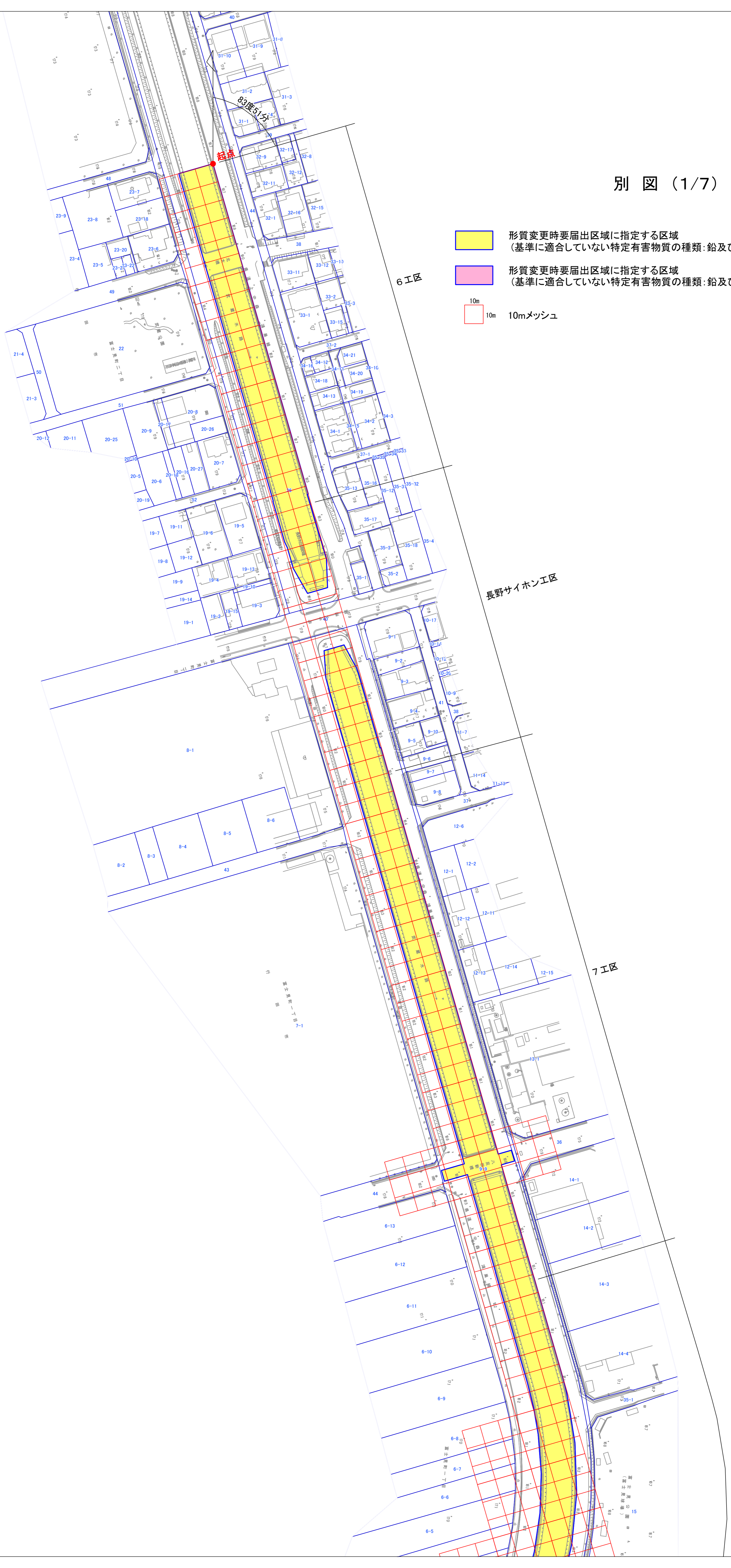
別図のとおり（一の区域と同じ）

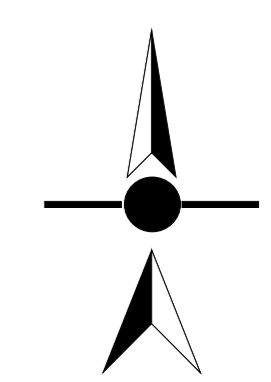


S=1:1000

別図 (1/7)



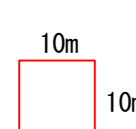
-  形質変更時届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
-  形質変更時届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)
-  10m
 10mメッシュ

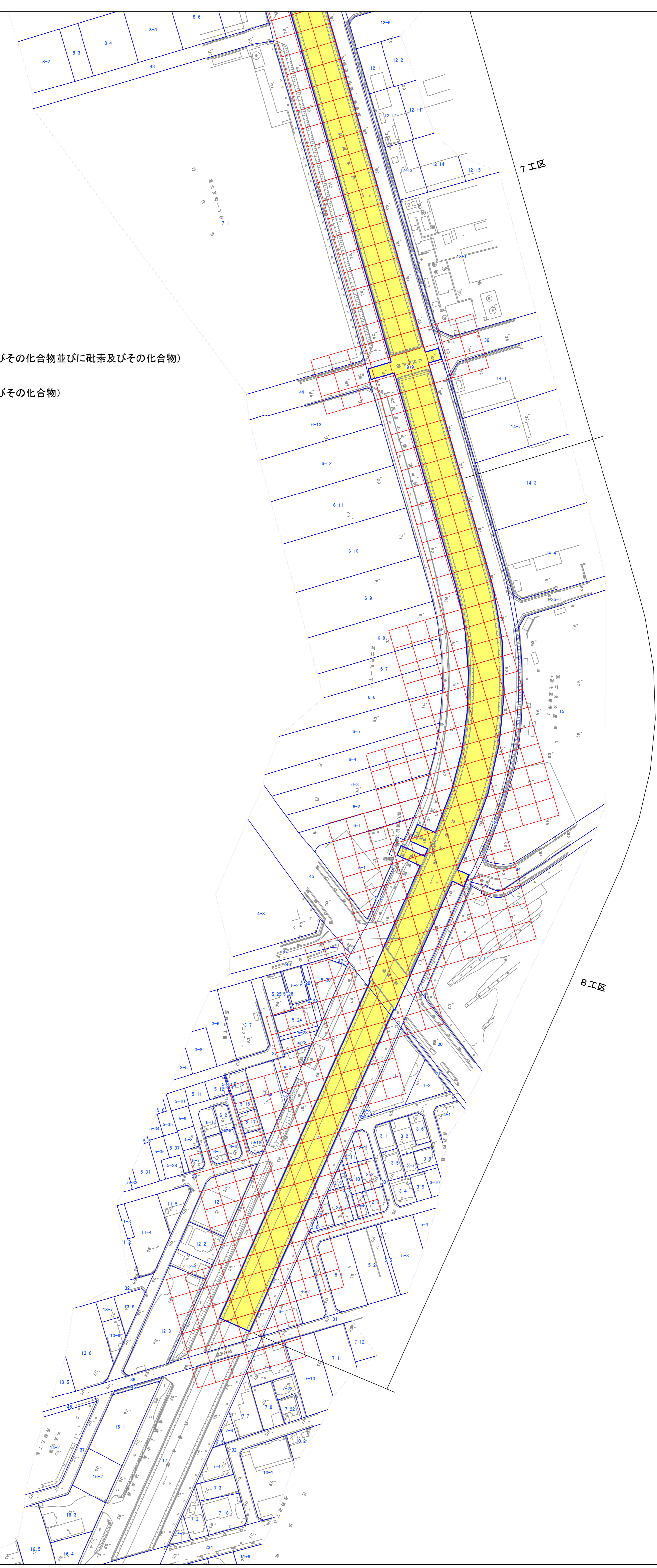




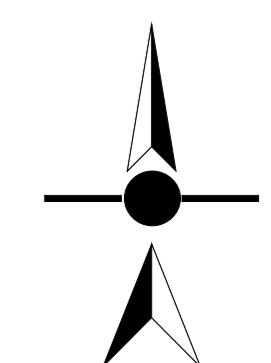
S=1:1000

別 図 (2/7)


-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)
-  10m 10mメッシュ




別 図 (3/7)



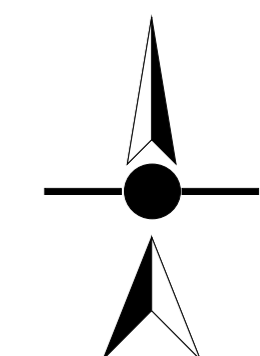
S=1:1000

 形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)

 形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)



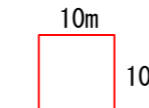
 10m
 10mメッシュ



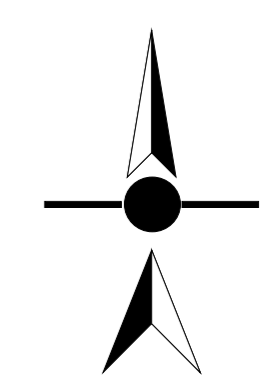


S=1:1000

別 図 (4/7)



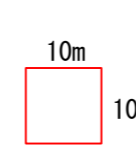
-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)
-  10m 10mメッシュ

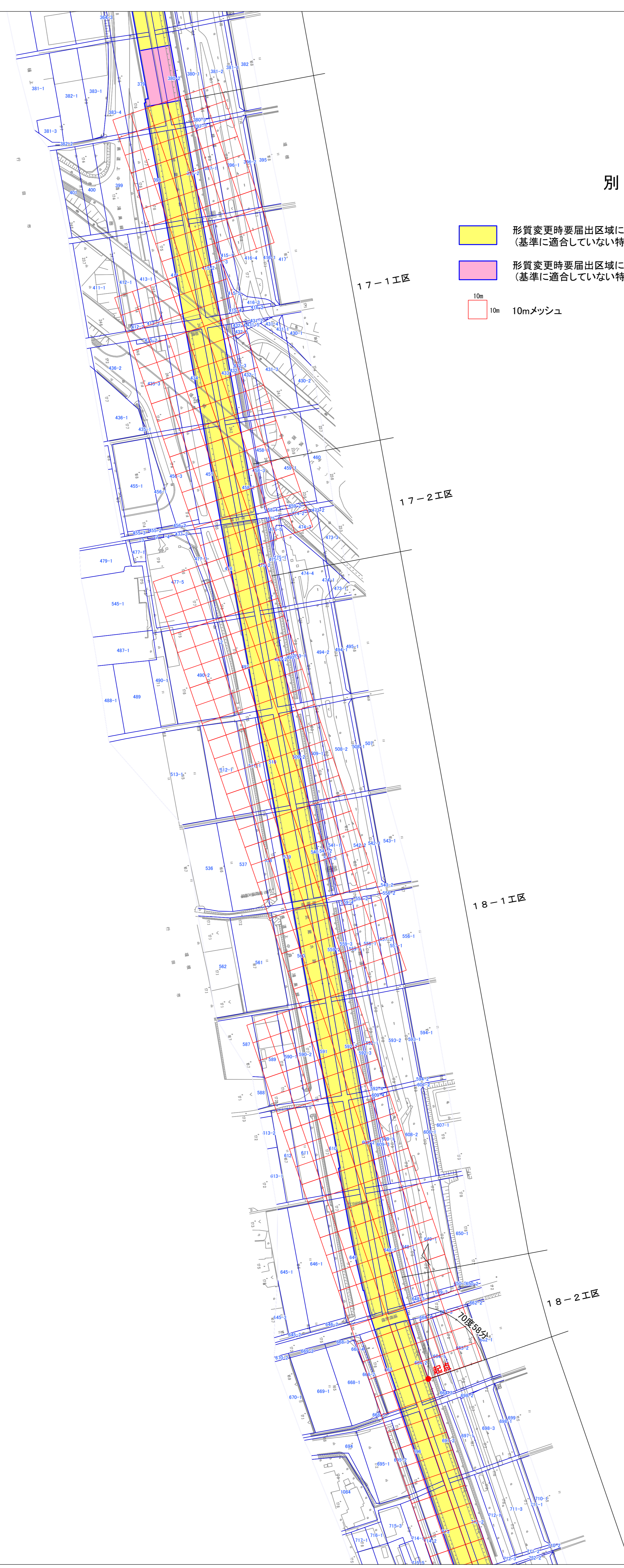


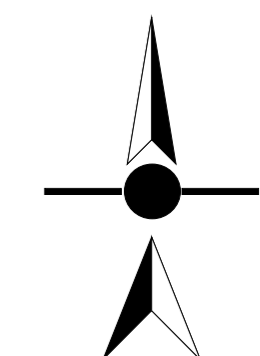


S=1:1000

別 図 (5/7)

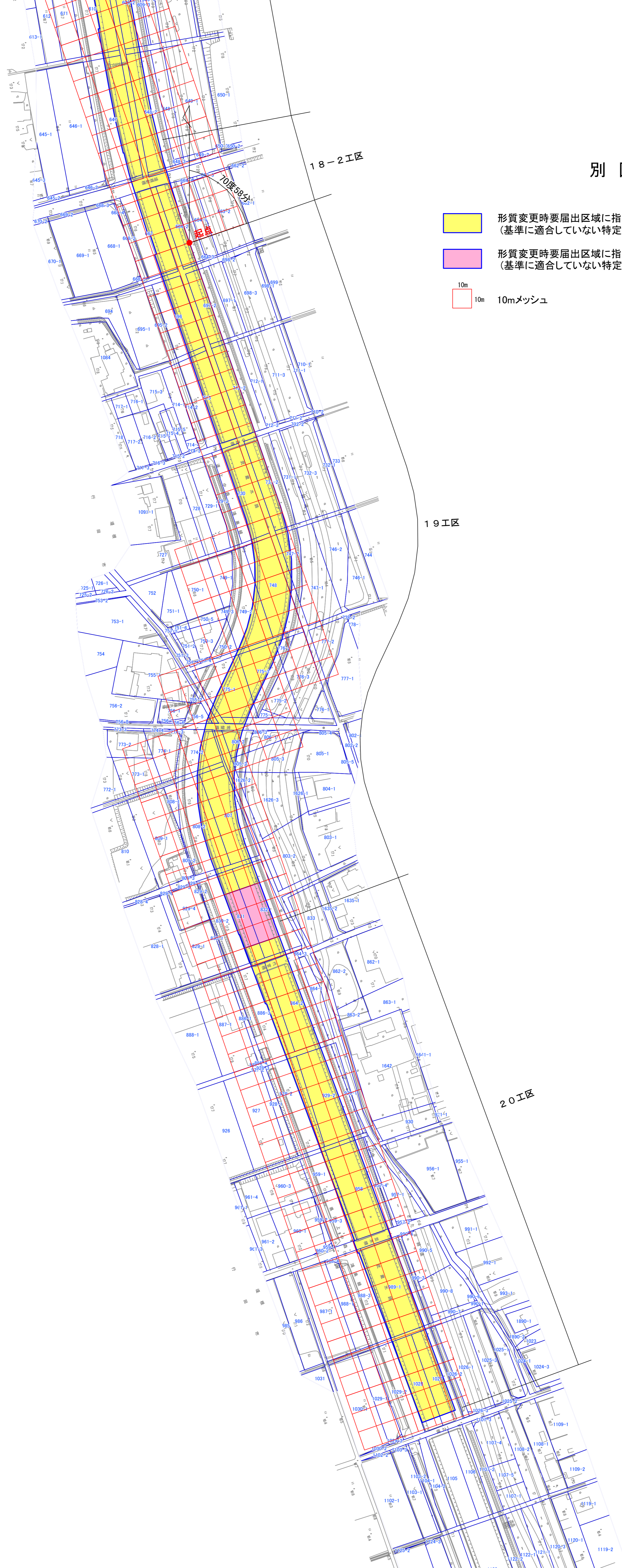
-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)
-  10m 10mメッシュ



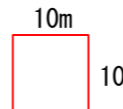




S=1:1000

別 図 (6/7)



-  形質変更時届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
-  形質変更時届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)
-  10m 10mメッシュ

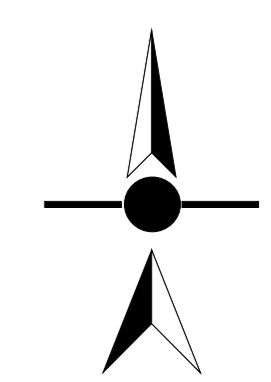
18-2区

19区

20区




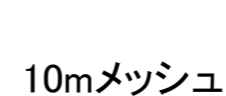
70度58分

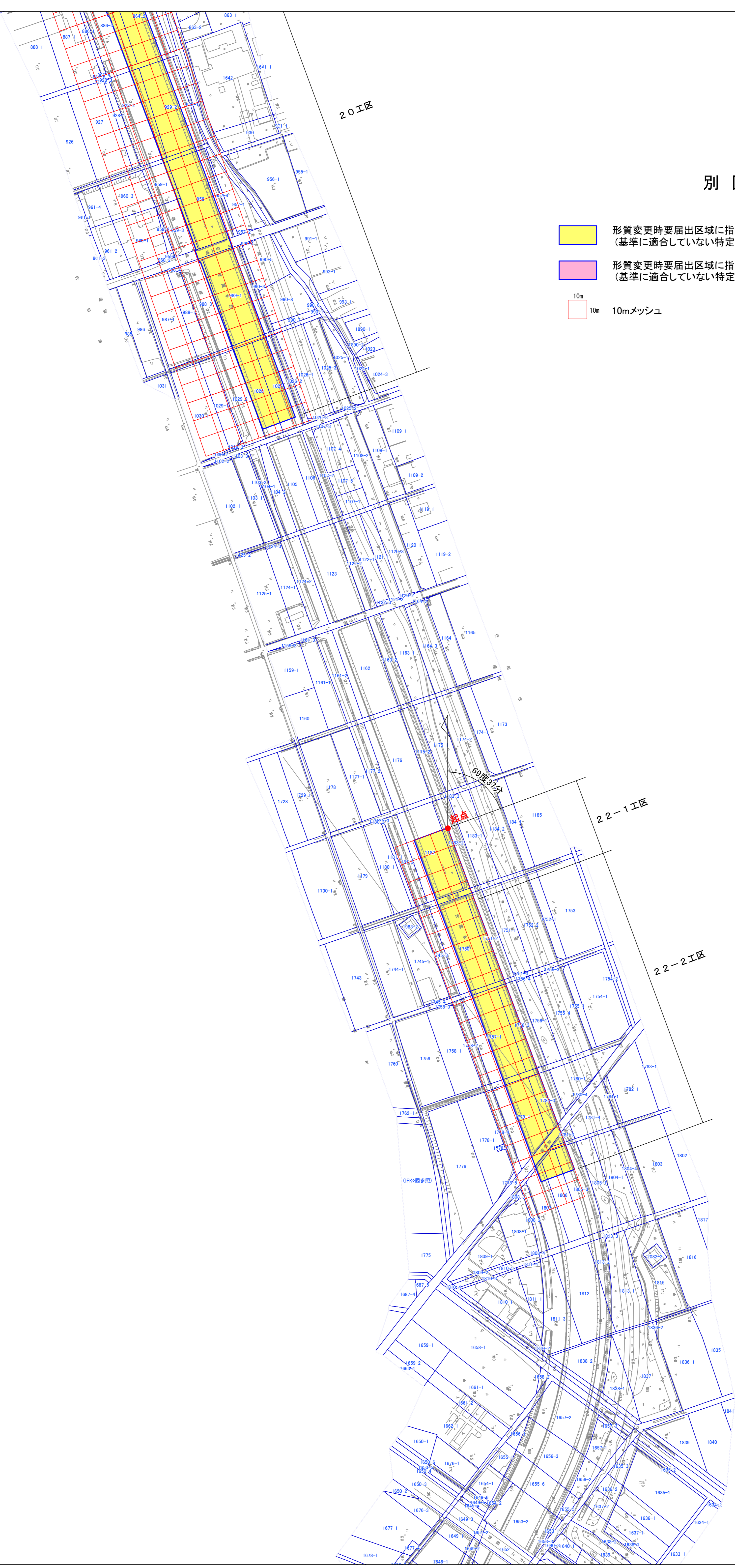
起点



S=1:1000

別 図 (7/7)

-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
-  形質変更時要届出区域に指定する区域
(基準に適合していない特定有害物質の種類:鉛及びその化合物)
-  10m
 10mメッシュ



告 示

埼玉県告示第八百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年六月二十二日

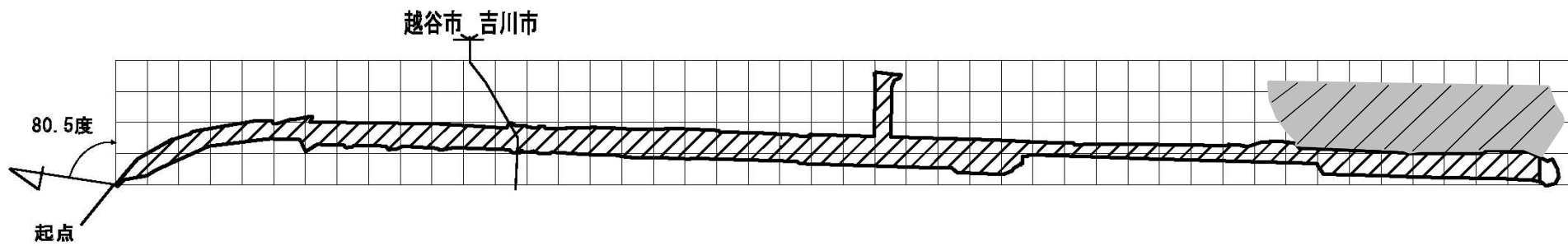
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県吉川市大字川藤五五番一、五六番一、大字川野一番一、一番二の一部、二番一、三番、四番一、五番一、五番二、五番三、五番八、六百二十二番一の一部、六百二十二番二、六百二十二番三の一部、六百二十二番四、六百二十二番五の一部、六百二十二番六、六百二十二番七、六百二十三番六の一部、六百三十番二、六百三十番三、六百三十一番一の一部、六百三十二番一、六百三十二番二、六百三十二番三、六百三十二番四、六百三十三番一の一部、六百三十三番二の一部、六百三十三番三、六百三十三番四、六百三十四番一の一部、六百三十四番二の一部、六百三十五番一、六百三十五番二、六百三十五番三、六百三十五番四、六百三十五番十一、六百三十五番十二、六百三十五番十三、六百三十六番一、七百五番三、七百六番、七百七番一、七百七番二、七百七番三、七百七番四、七百七番五、七百九番一、七百九番三、七百九番四、七百九番五の一部及び七百九番八）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



< 起点 >

起点は調査範囲を含む敷地の最北端（越谷市大字増森1396-4）とする。

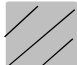
< 格子の回転角80.5度 >

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により形成された格子を、起点を交点として右回りに回転した角度を示す。

< 凡例 >

——— : 30m格子線

——— : 対象範囲

 : 形質変更要届出区域

< 区域面積 >



16,300m²

告示

埼玉県告示第八百六十一号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
社会医療法人ジャパニーズ デイカルアライアンス東 埼玉総合病院	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目 二番十一号	平成二十四 年四月三十 日

告示

埼玉県告示第八百六十二号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十四年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
社会医療法人ジャパンメデイカルアライアンス東埼玉総合病院	埼玉県幸手市大字吉野字明神前五百十七番五	平成二十七年二月二十七日

告示

埼玉県告示第八百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケーヨー宮地店

埼玉県秩父市下宮地町五千九百二十二 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）三千二百四十九平方メートル

（変更後）三千五百六十三平方メートル

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二一七・五五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二四一・五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 六九・七五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六九・七五立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前七時から午後七時

（変更後）荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前七時から午後七時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

八 変更年月日

平成二十五年二月十四日

二 届出年月日

平成二十四年六月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十四年十月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十四年十月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

山大ビル

埼玉県川越市南台三丁目二番地の一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 駐車場の開場時刻及び開店時刻が早まるため、通学児童・生徒や通勤者などと来客車両との事故防止に努めること
- ・ 騒音苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行い、苦情が発生した場合には適切に対応すること

二 縦覧期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十四年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第八百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 騒音苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行い、苦情が発生した場合には適切に対応すること

二 縦覧期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十四年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月二十一日

指令川建セ第二三〇一〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年六月十九日

川建セ第二四〇〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字戸守字南二六番八、二六番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字戸守三四番地二

福泊 篤史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年二月九日

指令越建セ第二三〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十四年六月十八日

越建セ第一三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼八百四番二、八百四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼八百四番地

中島 茂雄

告 示

埼玉県病院事業告示第二十三号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表入院期間が百八十日を超えた日以後の入院の項中

<p>一般病棟入院基本料七対一入院基本料及び専門病院入院基本料七対一入院基本料を算定する場合</p>	<p>一日につき 一、四四〇円 （消費税が課されないものにあつては、 一、三三〇円）</p>
<p>一般病棟入院基本料10対1入院基本料を算定する場合</p>	<p>一日につき 一、九九〇円 （消費税が課されないものにあつては、 一、九〇〇円）</p>
<p>特定入院基本料を算定する場合</p>	<p>一日につき 一、四五〇円 （消費税等が課されないものにあつては、 一、三九〇円）</p>

を

<p>一般病棟入院基本料及び専門病院入院基本料を算定する場合</p>	<p>一日につき 厚生労働大臣が定める通算対象入院料の基本点数に百分の十五を乗じて得た点数により算定して得た額に百分の百五（消費税等が課されないものにあつては、百分の百）を乗じて得た額</p>
------------------------------------	--

に改め、

同診療及び検査の項第五号の項中

薬価基準収載医薬品の承認外投与

薬価基準に定める薬価の額

を

薬価基準収載医薬品の承認外投与	薬価基準に定める薬価の額
厚生労働大臣が定める回数を超えて受けた診療	医科診療報酬点数表に準じて得た額

に改める。

表備考中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 厚生労働大臣が定める回数を超えて受けた診療とは、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する回数を超えて受けた診療であつて厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第四百九十八号第七の五号に規定するもの）をいう。

第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 入院期間が百八十日を超えた日以後の入院とは、厚生労働大臣が定める方法（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号。以下「厚生労働省告示第四百九十八号」という。）第八号に規定する入院期間の計算方法）により計算した入院期間が百八十日を超えたもの（厚生労働省告示第四百九十八号第九号に規定する者に係るものを除く。）をいう。

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号(平成二十四年二月二十九日号外第三号)

中訂正

告示番号

誤

第七号

正

第一号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号(平成二十四年二月二十九日号外第三号)

中訂正

告示番号

誤

第八号

正

第二号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号(平成二十四年二月二十九日号外第三号)

中訂正

告示番号

誤

第九号

正

第三号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号（平成二十四年三月三十日第二千三百七十六号）中訂正

告示番号

誤

第十号

正

第四号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号（平成二十四年三月三十日第二千三百七十六号）中訂正

告示番号

誤

第十一号

正

第五号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号（平成二十四年六月八日第二千三百九十六号）中訂正

告示番号

誤

第一号

正

第六号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号（平成二十四年六月八日第二千三百九十六号）中訂正

告示番号

誤

第二号

正

第七号

正 誤

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号（平成二十四年六月八日第二千三百九十六号）中訂正

告示番号

誤

第三号

正

第八号